

○国土交通省令第六十四号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十条第一項の規定に基づき、通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令
通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
	(受験手数料) 第六条 法第十条第一項の国土交通省令で定める額は、一万四千八百五十円とする。 2・3 (略)	(受験手数料) 第六条 法第十条第一項の国土交通省令で定める額は、一万一千七百円とする。 2・3 (略)

附 則
この省令は、公布の日から施行する。